

授業料免除の対象者と必要な書類等について

標記の件について、授業料免除の対象者は、下記の1から4までのいずれかに該当する方となります。
また、授業料免除の申請手続きについては、府中校の窓口へ来所していただく必要があります。

なお、授業料納入後の申請については、一切認められませんので、ご注意ください。

授業料免除の対象者	申請時に必要な書類等
1 生活扶助受給世帯の方	(1) 申請者が世帯主の場合 ア 申請月に発行された申請者の記載のある生活保護受給証明 (2) 申請者が世帯主でない場合 上記アに加えて、イ 申請者と世帯主の関係を証明する6か月以内に取得した住民票
2 住民税非課税または均等割のみ課税世帯の方	ア 申請者を含む世帯全員の記載のある課税・非課税証明書（義務教育未修了の方は除く）※1 イ 世帯全員の6か月以内に取得した住民票
3 障害者手帳の交付を受けている方	ア 障害者手帳等の障害の状況を証明する書類
4 自然災害により、実施校の所長等が特に必要と認める方	ア 罹災証明書、又は被災証明書

※1 手続きの際、当該年度（6月～翌年5月）に発行された課税・非課税証明書を持参していただく必要がありますが、当該年度のものが発行されていない場合は、前年度のものをお持ちください。

【お問い合わせ先】

〒183-0026 東京都府中市南町 4-37-2

東京都立多摩職業能力開発センター府中校 人材育成プラザ

TEL 042-367-8204

※受付時間（火～金）9：00～20：00 （土日祝）9：00～16：00

※月曜日が祝日の場合は、翌火曜日以降の直近の平日が休業